

岩手県告示第523号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県立美術館企画展「花森安治の仕事 デザインする手、編集長の眼展」の前売観覧券の販売及び観覧券販売に係る収入金の収納に関する事務を平成29年6月13日次の者に委託した。

平成29年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市菜園一丁目10番1号	株式会社川徳
岩手県盛岡市盛岡駅前通1番44号	盛岡ターミナルビル株式会社
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社イトーヨーカ堂
岩手県北上市鬼柳19地割68番地	協同組合江釣子ショッピングセンター
岩手県奥州市水沢区横町2番地1	株式会社エムピエール
岩手県滝沢市土沢220番地3	いわて生活協同組合
岩手県盛岡市内丸2番3号	株式会社テレビ岩手開発センター
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソンHMVエンタテイメント
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンドリーム・ドットコム
岩手県盛岡市中の橋通一丁目5番23号	株式会社東山堂
岩手県盛岡市大通二丁目2番15号	株式会社さわや書店